

想定外？ ～賠償責任保険の盲点～

施術事故対策を検討（確認）する上で、施術事故を起こさない工夫はもちろんですが、発生する可能性のある事故（傷病）や事故後の推移を想定できているかどうか重要なポイントになります。想定できていない事例に対策を打つことはできません。今回は実際に会員以外の方から受けた相談などを例に想定外になりがちな事例を挙げてみます。

○接骨院・鍼灸院

加入する損害保険の補償範囲を正確に理解されていないために想定外が生じる事例が確認されています。

- ①接骨院の院長が加入する保険は院長が雇用しているスタッフであれば誰が起こした施術事故であっても対応できると聞いていたが、鍼治療が原因の事故は補償対象にならなかった。
- ②鍼灸院の院長が加入する損害保険は、院長以外の鍼灸師の施術事故は対象にならないことが明らかになった。

【本会保障制度】

会員本人の施術のみが対象であることを明示 / 補償範囲が明確

○整体院・リラクゼーション店 ○訪問医療マッサージ

原因そのものではなく、誰が請求を受けるかによって想定外となる事例が確認されています。

- ①店舗や事業主が保険に加入しているから大丈夫といわれていたが、担当施術者個人が請求を受けた場合は、「店舗や事業主が請求を受けていない」ことを理由に保険金の支払対象にならないと聞いた。
- ②個人が保険に加入していたが、勤務先（事業主）に請求が行ったため保険会社に対応してもらえなかった。

【本会保障制度】

会員の施術が原因となった損害賠償が対象で請求先は問わない

左記以外では、患者宅での施術など指定場所以外で行った施術が原因の賠償責任には対応できない事例や、施術時に発覚しなければ原因と見なされない保険などが確認されています。

賠償責任保険は想定範囲を設定して設計されているため、想定外の事例に対応できないのは当たり前のことです。「保険に入っているから大丈夫」とだけ思っていると、前述のような盲点があることに事前に気づくことはできません。

本会をご利用頂いている店舗（事業主）には施術スタッフ全員の加入をお勧めしていますが、店長（院長）以外の全員、特定の資格を有するスタッフ、特定の施術を行うスタッフなど、補償の足りない部分を補填するために該当するスタッフだけが加入していただいているケースもあります。



本会は施術を業としていれば誰でも利用できます。また、保障制度は会員の施術による損害賠償が対象で、日本国内（*1）なら施術場所を問わず、請求先を問わないだけでなく幅広い想定範囲をカバーできる仕組みです。したがって、多様な営業形態に対応でき問題が複雑化した場合も安心です。

（*1）・・・大使館や米軍基地内は対象外

/// POINT

賠償責任保険に加入している方は保険の想定範囲の確認をお勧めします

JHAでは会員の皆様に対し経験に基づいた相談をお受けしております



・施術トラブル / クレーム 対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など
ご希望の方には病氣やケガで働けない時の支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者

会員種別
正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者

会員種別
正会員B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問い合わせ下さい】



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp> E-mail: info@jha-shugi.jp

© JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ©

TEL: 03 (5289) 8171

FAX: 03 (5289) 8173

受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

受付: 24時間年中無休

郵送先 〒101-8691 郵便事業株式会社 神田支店 私書箱46号